

## 身体障害者福祉法第15条の規定による医師の指定に関する要綱

### (目的)

第1条 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号。以下「法」という。）第15条第1項の規定に基づく医師の指定（以下「指定医」という。）については、法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### (指定の要件)

第2条 医師の指定の要件は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 高崎市内の病院又は診療所において、担当しようとする障害種別の医療に関係のある診療科に現に従事していること。
- (2) 医師法（昭和23年法律第201号）第16条の4第2項の規定に基づき厚生労働大臣から臨床研修修了登録証の交付を受けていること。ただし、医療法等の一部を改正する法律（平成12年法律第141号）附則第8条の規定により医師法第16条の4第1項の規定による登録を受けたものとみなされる医師（以下「みなし登録医師」という。）にあっては、この限りでない。
- (3) 担当しようとする障害種別の医療に関係のある診療科について、医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修の終了後5年以上（みなし登録医師にあっては、医師法第6条第1項の規定による医籍への登録後7年以上）の臨床経験を有すること。
- (4) 認定医・専門医等の資格の取得状況並びにこれまでの研究・研修歴及び診療実績等を総合的に勘案し、担当しようとする障害種別の医療に関し十分な専門性を有していると認められること。
- (5) 聴覚障害の医療についての指定を受けようとする場合にあつては、一般社団法人耳鼻咽喉科学会から耳鼻咽喉科専門医としての認定を受けていること。ただし、地域の実情等により特に必要があると認められる場合であつて、当該医師が聴覚障害の医療に係る専門性の向上に努めることが期待できるときは、この限りでない。
- (6) ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害の医療についての指定を受けようとする場合にあつては、群馬県エイズ診療拠点・協力病院において現にヒト免疫不全ウイルス感染者の診療を行っていること。

2 前項に規定する障害種別は、別表の左欄に掲げるものとし、当該障害種別の

医療に関係のある診療科は、別表の左欄に掲げる障害種別の区分に応じそれぞれ同表の右欄に掲げるものとする。

(指定の申請)

第3条 指定を受けることを希望する医師は、身体障害者福祉法指定医指定申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に申請することができるものとする。

- (1) 履歴書及び申告書(様式第2号)
- (2) 医師法第6条第2項に規定する医師免許証の写し
- (3) 医師法第16条の4第2項に規定する臨床研修修了登録証の写し(みなし登録医師にあつては添付を要しない。)
- (4) 耳鼻咽喉科専門医の資格を有する医師にあつては、その認定証の写し

(医師の同意)

第4条 市長は、前条の規定に基づかず医師を指定しようとするときは、身体障害者福祉法施行令(昭和25年政令第78号。以下「令」という。)第3条第1項の規定により、あらかじめ医師の同意を得なければならない。なお、前条に規定する指定の申請があつたときは、本条に規定する同意を得たものとみなす。

2 前項に規定する医師の同意は、高崎市身体障害者福祉法施行細則(平成23年高崎市規則第18号。以下「施行細則」という。)第5条に規定する同意書の提出により行うものとする。

(諮問)

第5条 市長は、医師の指定をしようとするときは、高崎市社会福祉審議会身体障害者専門分科会審査部会(以下「審査部会」という。)に対し、次の各号に掲げる事項について諮問し、その意見を聴かななければならない。

- (1) 医師法第6条第1項の規定による医籍への登録日
- (2) 医師法第16条の4第1項の規定による医籍への登録の状況
- (3) 担当しようとする障害種別
- (4) 当該医師の臨床歴
- (5) 当該医師の認定医・専門医等の資格の取得状況及び診療実績等
- (6) その他指定に関し必要と認められる事項

(指定)

第6条 市長は、前条に規定する諮問の結果、指定することが適当と認められる医師を法第15条第1項の規定に基づき指定し、その旨を当該医師に通知するものとする。

2 市長は、前項の指定をするに当たっては、諮問の結果を踏まえ、当該医師が担当する障害種別を定めるものとする。この場合において、当該障害種別に係る診療の範囲に関し別表に別段の定めがあるときは、その定めに従う。

3 市長は、前条に規定する諮問の結果、指定することが適当と認められない医師に対し、指定しない旨を通知するものとする。

(告示)

第7条 市長は、医師を指定したときは、施行細則第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を告示しなければならない。

(1) 医師の氏名

(2) 担当する障害種別

(3) 病院又は診療所の名称及び所在地

(指定の取消し)

第8条 市長は、指定を受けた医師（以下「指定医」という。）について、法第15条第1項に規定する診断書の作成を行わせることが適当でないと思えられる事由が生じたときは、令第3条第3項の規定により、審査部会の意見を聴いた上で、指定を取り消すことができる。

2 前条の規定は、前項の指定の取消しについて準用する。

(指定の辞退)

第9条 指定医は、令第3条第2項の規定により、60日の予告期間を設けて、その指定を辞退することができる。

2 前項の指定の辞退は、施行細則第7条に規定する辞退届の提出により行うものとする。

3 第7条の規定は、第1項の指定の辞退について準用する。

(変更の届出)

第10条 指定医は、次の各号のいずれかに該当する場合は、身体障害者福祉

法指定医医療機関等変更届（様式第3号）により速やかに届け出るものとする。

- （1）勤務先の医療機関を変更したとき。
- （2）医療機関の所在地又は名称の変更があったとき。
- （3）氏名に変更があったとき。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行日より前に行われた医師の指定については、改正後の要綱に基づき行われたものとみなす。
- 3 この要綱の施行日より前に受け付けた医師の指定の申請については、原則として平成31年度の第1回審査部会において、改正前の要綱に基づいて指定の審査を行う。また、当該指定については、改正後の要綱に基づき行われたものとみなす。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の要綱に定める様式により作成してある用紙については、適宜補正してこれを使用することができる。